

豊田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定の申請等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）の実施に関し、次の各号に掲げる事業を行う事業所の指定の申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 介護予防訪問サービス
- (2) 生活支援訪問サービス
- (3) 介護予防通所サービス
- (4) 生活支援通所サービス

(指定の申請)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定による指定に関する申請は、指定申請書（様式第1-2号）に市長が定める書類を添付して行うものとする。

なお、通所介護、地域密着型通所介護又は訪問介護事業所（以下、通所介護等事業所）と一体的に運営するものとして、同時に提出する場合は重複する添付書類は1部のみで足りるものとする。

2 市長は、法第115条の45の5第1項の規定に基づき、事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準を定める要綱を満たしている事業者を指定する。

3 市長は、前項の規定による指定をしたときは、指定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

4 前項の規定により指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）が、事業支給費の給付を受けるための申請は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書により行うものとする。

(指定の更新)

第3条 法第115条の45の6に規定する指定の更新の申請は、事業所ごとに指定更新申請書（様式第2-2号）に市長が定める書類を添付して行うものとする。なお、通所介護等事業所と一体的に運営しており、同時に提出する場合は重複する添付書類は1部のみで足りるものとする。

(変更の届出)

第4条 指定事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他事業種別ごとに次に定める事項に変更があったときは、10日以内に変更届出書（様式第3-2号）に市長が定める書類を添付して市長に届け出なければならない。

なお、通所介護等事業所と一体的に運営しており、同時に提出する場合は

重複する添付書類は1部のみで足りるものとし、かつ変更届出書（様式第3-2号）は提出不要。ただし、通所介護等事業所の変更届出書（様式第5号）の「事業（施設）の種類」欄に該当するサービス種別を記載すること。

（1）介護予防訪問サービス及び生活支援訪問サービス

- ア 申請者の名称及び主たる事務所の名称、所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- イ 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- ウ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）
- エ 事業所の管理者及びサービス提供責任者（生活支援訪問サービスにおいては訪問事業責任者）の氏名、生年月日、住所及び経歴
- オ 運営規程
- カ 事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- キ 事業に係る事業支給費の請求に関する事項
- ク 役員の氏名、生年月日及び住所

（2）介護予防通所サービス及び生活支援通所サービス

- ア 申請者の名称及び主たる事務所の名称、所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- イ 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- ウ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）
- エ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- オ 運営規程
- カ 事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- キ 事業に係る事業支給費の請求に関する事項
- ク 役員の氏名、生年月日及び住所

（再開の届出）

第5条 指定事業者は、休止した当該事業を再開したときは、10日以内にその旨を事業再開届出書（様式第4-2号）により市長に届け出なければならない。なお、通所介護等事業所と一体的に運営しており、同時に提出する場合は重複する添付書類は1部のみで足りるものとする。

（廃止若しくは休止の届出）

第6条 介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による届出は、廃止若しくは休止しようとする日の1か月前までに廃止・休止届出

書（様式第5-2号）に市長が定める書類を添付して行うものとする。なお、通所介護等事業所と一体的に運営しており、同時に提出する場合は重複する添付書類は1部のみで足りるものとする。

- 2 指定事業者は、前項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出をしたときは、当該届出の日における利用者であって当該事業の廃止若しくは休止の日以後においても引き続きサービスの提供を希望する者に対し必要なサービスが継続的に提供されるよう、介護予防支援事業者等、他の指定事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年11月12日から施行する。